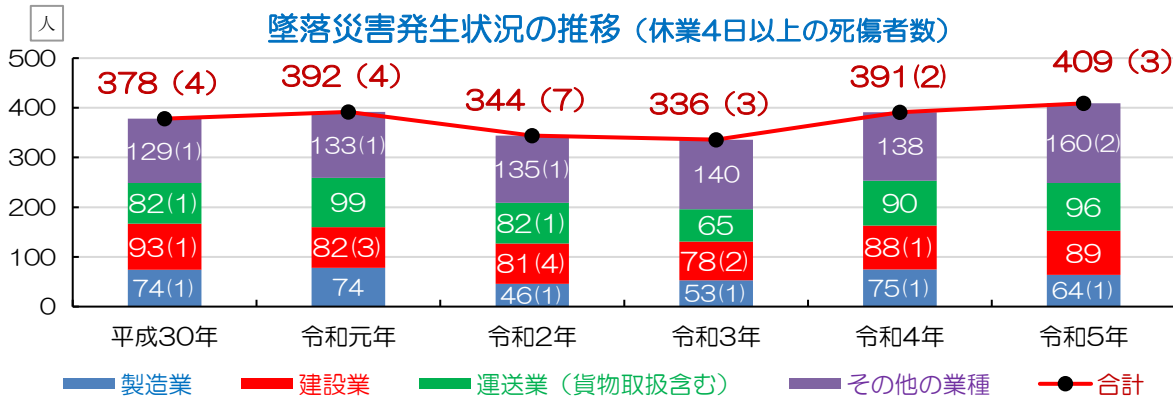


# 墜落災害防止強調月間

「墜落・転落」による労働災害は、建設業、運輸業を中心に各業種を通じて多発するとともに、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。下記の各□項目をチェックして、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。



## 1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

### チェック！

- ①足場設置のための幅が1 m以上確保できる箇所には、本足場を使用してください。※
- ②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。※
- ③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。
- ④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。※
- ⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯等高さに応じた物を使用してください。※
- ⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置してください。※
- ⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存してください。※
- ⑧組立・解体の作業手順を周知してください。
- ⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を行ってください。※



がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。

## 2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

## チェック!

- ①はしごの上部・下部を固定してください。※(固定できない時は、他の人が支えてください)
- ②はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ③はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。
- ④はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
- ⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たずに昇降してください。
- ⑥脚立の天板上に乗って作業をしないでください。
- ⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
- ⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降してください。



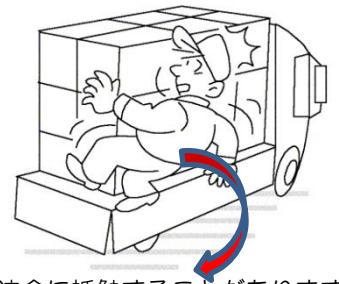
がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

## 3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

### チェック!

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。
- ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行ってください。
- ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討してください。
- ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしてください。
- ⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業員に対して特別教育を実施してください。※
- ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置してください(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。※
- ⑦保護帽を着用してください(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。



がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

## ●墜落・転落による死亡災害発生状況

出資：死亡災害報告

発生年	業種	被災者の職種・年齢	労働災害発生概要
令和6年	道路貨物運送業	運転者・50代	被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。
令和6年	ビルメンテナンス業	清掃員・70代	被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。
令和6年	その他の建設業	はつり工・40代	被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落した。
令和6年	その他の建設業	はつり工・30代	
令和5年	教育研究業	作業員・40代	被災者は、事務所3階の窓ふき作業を行っていたところ、地面に墜落した。
令和5年	食料品製造業	作業員・60代	被災者は、工場内の中2階の物置部分の作業床端部付近で作業から床面に墜落した。
令和5年	警備業	警備員・60代	被災者は、橋梁上の定期巡視を行っていたところ、当該橋梁(高さ約20m)から墜落した。
令和4年	無機・有機化学工業製品製造業	作業員・20代	被災者は、反応器の内部を縄梯子で上っていたところ、約10mの高さから墜落した。
令和4年	木造家屋建築工事	大工・50代	被災者は、新築の建築工事現場において、石膏ボードを張っていたところ、約4mの高さから墜落した。

令和6年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動実施中!



三重労働局・各労働基準監督署

(R6.6)